

1. あいさつで、子どもが安心できる地域をつくろう！

大人からあいさつをしよう！

あいさつは、自分を開き、相手の存在を認めることを伝える行為であり、コミュニケーションの第一歩です。

子どもがこの習慣を身に着けるためには、周囲の大人が手本となることが大切です。大人が積極的に子どもへあいさつをすることや、大人同士があいさつを交わす姿を見せることで、子どもは、あいさつをする習慣を身につけていきます。

あいさつを交わせる関係をつくろう！

地域で顔見知りの大人に会うと、子どもは見守られていると感じ、安心して過ごせるようになります。子どもが安心できる地域をつくるためには、家庭や学校はもちろん、地域で、子どもと大人が顔見知りになり、あいさつしやすい環境にすることが大切です。

知らない人に声をかけられると、誰でも緊張し、警戒してしまいます。お祭りや地域清掃など、お互いが知り合うきっかけになる活動に参加し、あいさつが飛び交う地域をつくっていきましょう。

2. みんなで、子どもの居場所をつくろう！

「子どもの居場所」とは？

子どもが、居心地が良く感じ、安心して過ごせる場所が居場所です。居場所というと、家庭や学校を思い浮かべがちですが、それだけではなく、子どもが過ごす場所や時間、人との関わりも居場所になります。たとえば、地域でのお祭りや体験活動も居場所です。

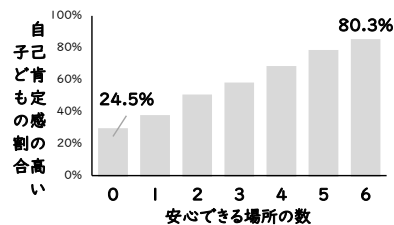
右図のように、安心できると感じる場所が多いほど、子どもの自己肯定感が高い傾向にあります。子どもが、いろいろな居場所を持てるよう、居場所づくりに関わってみましょう。

地域では様々な団体が、体験活動、清掃活動、見守り活動など、いろいろな分野で活動しています。家庭や地域では、こういった団体が実施する行事に参加したり、運営に協力したりすることで、居場所づくりに関わってみましょう。

あいさつも居場所づくり！

居場所づくりというと、難しく聞こえてしまいますが、身近でできることもあります。それは、あいさつです。家庭や学校はもちろん、通学路などの地域であいさつを交わすことで、子どもが見守られ、居心地が良く感じれば、そこが居場所になります。あいさつで居場所づくりをしてみましょう。

(図) 子どもの自己肯定感と居場所の関係



(内閣府(2023)『こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)』参照)

① 関連情報

こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」



八王子市子育て応援サイト「子どもの居場所」
子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、はちビバ、子ども食堂など、子どもの居場所となり得る団体や活動を紹介



3. 「闇バイト」など、ネットの危険に注意しよう！

闇(やみ)バイトは、犯罪です！

SNS などには、仕事内容を明らかにせずに「短時間で高収入が得られる」など、甘い言葉で犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。誘いに乗り応募してしまうと、強盗や詐欺といった犯罪に加わるようになってしまいます。

やめたいと思っても、応募の時に送った身分証明書を利用し「家に行く」などと犯罪組織から脅され、逮捕されるまでやめられません。

❖ 絶対に手を出さないでください！ //

① 関連情報

警視庁「BAN 闇バイト」
防止のためのポイント、相談窓口等が掲載



「わが家のきまり」を一緒に考えよう！

闇バイトの他、薬物(大麻)、誹謗(ひぼう)中傷など、様々なネットを取り巻く危険から、子どもを守るためには、家庭内で話し合い、スマホやインターネットの使い方についてのきまりをつくるのが大切です。

「わが家のきまり」をつくるポイント

- ・子どもの意見を聴き、家族全員が納得できるように話し合いましょう。
- ・日ごろから家族で「きまり」が守られているのかを確認し合い、守れている子どもをほめましょう。
- ・守れなかった時の対応も話し合っておきましょう。
- ・家族みんなが守れる「きまり」にしましょう。
- ・子どもの成長に合わせて見直しましょう。
- ・大人も安全にネットを使えるように管理し、子どもが自分で正しく使えるように教える義務があります。
- ・大麻や闇バイトなど、ネットの危険性を理解しましょう。

子どもをネット上のトラブルから守るのは保護者！

子どもにネットを利用させる際の保護者の責務が青少年インターネット環境整備法に定められています。

保護者は、ネットの危険性を知り、子どもの利用状況を適切に見守ることが必要です。また、フィルタリング等の方法で子どもが安全にネットを使えるように管理し、子どもが自分で正しく使えるように教える義務があります。

手を出さないためには・・・

- ・「高額」「即日現金」「ホワイト案件」「書類を受け取るだけ」等、「楽で簡単、高収入」を強調した言葉に注意してください。
- ・申込時に匿名性の高い SNS に誘導する場合は、闇バイトの可能性あります。

申し込んでしまったら・・・

近隣の警察署や警視庁総合相談センター(＃9110)、警視庁ヤング・テレホン・コーナー(03-3580-4970)に相談してください。

東京都「特殊詐欺被害防止特設サイト」
～そのアルバイト関わってはダメです～
闇バイトについて、著名人による啓発動画や最新情報等が掲載



たとえば、こんな「わが家のきまり」

- ・食事中は使わない。
- ・SNS は、家族など本当に必要な相手に限り使う。
- ・トラブルがあったら、すぐに保護者に相談する。
- ・知らない人と直接会わない。
- ・午後___時以降は使用しない。
- ・毎日の利用は___分まで。
- ・アプリのダウンロードは、保護者に確認する。
- ・名前や顔写真、学校名など個人が特定できる情報は書かない、のせない。
- ・人の悪口やうわさ話は書かない、のせない。
- ・使用が禁止されている場所では使わない。
- ・「ながらスマホ」はしない。

① 関連情報

東京都「こたエール」

ネット・スマホのトラブルについての相談窓口
☎ 月～土 15:00-21:00 (休) 日・祝日・年末年始
☎ 0120-1-78302 ※メール・LINE 相談あり



総務省「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」

SNS による誹謗(ひぼう)中傷など、ネットの危険性をわかりやすく説明したネットトラブル事例集やフィルタリングサービスの特集など、ネットに関する最新情報が掲載



警視庁「薬物乱用防止講座 No More 大麻」
大麻の危険性などが掲載

